

六、時日勤働ハ割増ヲ現行規定ノ二倍額トナスコト

六、兵隊後者長期ノ場合ハ解備トナスコトアルモ服役解除後本人ノ希望ニ依リテ復職セ

ミナルコト、但シ此場合ハ其ノ期間ヲ勤続年限ニ加算スルコト

七、臨時傭人ニシテ三月以上勤続ミタルモノ解備ノ場合ハ二週間以上ノ手当ヲ支給スルコト

八、祝祭日ノ外二月或回ハ公休ヲ與ヘ賜暇ノ大口ヲ八日トシ特休制ヲ廢止スルコト

九、公務病者ニ對シテ速カニ規定ヲ適用シ其ノ負擔ニカハルモノハ五日以内ニ支給スルコト

十、市ノ管理ニカハルモノニシテ工場ト認めラルモノニ速カニ工場法ヲ適用スルコト

十一、市従業員ニ市電乗車賃ヲ學生ニ相当スル割引スルコト及当局ニ對シテ最低ノ乗車賃ヲ定メ

ナル様当局ニ於テ努力スルコト

十二、道路衛生従業員復合ノ待遇改善數額ニ関スル聲明中ノ、二五八、十、十二、五、各項中ノ見込及多

慮中トアルモノヲ決定シ明答ヲ與ヘルコト

進ツテ本要求ニ對スル御回答ハ八月二十日迄ニ願度此候申添候也

大正十五年八月七日

東京市従業員組合

東京市長

伊藤千多吉男殿



勞務 第一八一〇 第

大正十五年八月十五日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 濱 口 雄 幸 殿

社務局長官長 岡 隆 一 郎 殿

京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知

福岡、長野各府縣知事 殿

東京市道路局従業員要求提出問題ニ関スル件

(第一二報)

従業員側ニ於テハ昨十二日別記「再ヒ待遇」

10.8.17
44